

身体障害者の福祉制度



令和7年7月作成

目 次

1	身体障害者（児）の福祉	P. 2	2 1	山口県心身障害者扶養共済制度	P. 8
2	身体障害者手帳	P. 2	2 2	自動車税種別割・軽自動車税	P. 9
3	福祉タクシー料金の助成	P. 2		種別割等の減免	
4	バス優待乗車証（障害）の交付	P. 3	2 3	所得税及び住民税の控除	P. 10
5	渡船料金の助成	P. 3	2 4	身体障害者相談員	P. 10
6	タクシー料金の割引	P. 3	2 5	車いすの貸出し	P. 10
7	民間・公営バス料金の割引	P. 3	2 6	あいあいサークル	P. 10
8	国内航空運賃割引	P. 3	2 7	ことば・きこえの教室	P. 10
9	J R等の割引	P. 4	2 8	駐車禁止規制の適用除外	P. 10
1 0	錦川清流線の割引	P. 4	2 9	やまぐち障害者等専用駐車場	P. 11
1 1	高速道路通行料金割引制度	P. 4～5		利用証制度	
1 2	NHKテレビ放送受信料の減免	P. 6	3 0	緊急通報システム「Net 1 1 9」	P. 11
1 3	携帯電話料金の割引	P. 6	3 1	ヘルプマーク・ヘルプカード	P. 12
1 4	施設使用料の割引	P. 6	3 2	あんしん情報カプセル	P. 12
1 5	重度心身障害者医療費の助成	P. 6	3 3	災害時用ストーマ装具保管事業	P. 12
1 6	特別障害者手当の支給	P. 7	3 4	その他の制度	P. 12
1 7	障害児福祉手当の支給	P. 7			
1 8	特別児童扶養手当の支給	P. 7			
1 9	心身障害児福祉手当の支給	P. 7			
2 0	障害年金の支給	P. 7			

お問合せ先		
担当課	電話番号	FAX
本庁障害者支援課	2 9 - 2 5 2 2	2 2 - 2 8 1 4
由宇総合支所	6 3 - 1 1 1 3	6 3 - 3 4 2 7
玖珂支所	8 2 - 2 5 1 1	8 2 - 6 1 3 9
周東総合支所	8 4 - 1 1 1 2	8 4 - 7 7 1 1
美和総合支所	9 6 - 1 1 1 3	9 6 - 1 7 1 2
錦総合支所	7 2 - 2 1 1 2	7 2 - 2 1 2 0
美川支所	7 6 - 0 3 1 1	7 6 - 0 8 6 3
本郷支所	7 5 - 2 5 8 2	7 5 - 2 3 6 6

身体障害者手帳について

1. 身体障害者（児）の福祉

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を援助し、その福祉の増進を図ることを目的として、昭和 24 年に「身体障害者福祉法」が制定されました。

その後、身体障害者への援護は、更生援護等の保護を中心とした施策から、自立を支援することへと転換されました。

身体障害者（児）福祉の目的は、障害者（児）が自ら進んでその障害を克服し、その有する能力を活用することにより、社会活動への参加を促進することがあります。

そのためには、身体のハンディキャップをできるだけ補い、また除去するとともに、その職業能力や生活能力を可能な限り回復させて、社会参加できる機会を増やしていくことが求められます。



2. 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき交付されるもので、この手帳を取得することにより身体障害者福祉法による各種の福祉制度の適用が受けられることになります。

交通機関利用の助成

3. タクシー料金の助成（1 級～3 級）

身体障害手帳の 1 級～3 級を所持している方がタクシーを利用する場合、福祉タクシー利用券を交付し、料金の一部を助成します。制度を受けるには申請が必要です。

○有効期限：毎年 4 月 1 日～3 月 31 日（年度毎）

○更新：毎年 4 月 1 日までに住民票上の住所へ郵送

（住民票上の住所以外の住所へ送付をご希望される方、窓口での交付を希望される方は申し出下さい）

○利用可能枚数：1 乗車につき最大で 6 枚まで（発生料金分以上の枚数の利用は不可）

【一般】 助成額 : 500 円

年間交付枚数：48 枚（1 ヶ月 4 枚）

【透析】 なお、腎臓機能障害を有する方で人工透析（血液透析・腹膜透析）を受けている方は、通院回数に応じて交付枚数を増やして助成します。

通院回数は医療機関による診断書・通院証明書等により確認が必要です。

助成額 : 500 円

年間交付枚数：96 枚（1 ヶ月 8 枚（透析週 1 回以下）

144 枚（1 ヶ月 12 枚（透析週 2 回以上））

4. バス優待乗車証（障害）の交付（1 級～3 級）

市内に住所を有する 1 級～3 級の身体障害者手帳を所持している方に対し、防長バスおよびいわくにバス株式会社が運行するバス（高速バスは不可）の無料乗車証を交付しています。交付を受けるには申請が必要です。

【第 1 種】

第 1 種障害者の方は本人と介護人の 2 人分の運賃が無料になります。

※第 1 種障害者の方について

- ・車椅子の利用者は 2 人の介護者を同乗させることが出来ます。
- ・介護者は、バスの係員が介護の能力を有すると認めるものであって、乗車区間が手帳所持者と同一でなければなりません。
- ・介護者と同乗される場合は、同乗者が介護者である旨をバスの係員に申し出てください。

【第 2 種】

第 2 種障害者の方は本人のみ、運賃が無料になります。

5. 渡船料金の助成（1 級～3 級）

柱島地区に住所を有し、1 級～3 級の身体障害者手帳を所持している方に対し、柱島渡船利用券（片道年 96 枚）を交付します。制度を受けるには申請が必要です。

※第 1 種の方は介護人 1 人まで、車椅子利用者は 2 人の介護者まで同乗可能

交通機関・事業所関係の割引制度

6. タクシー料金の割引

身体障害者手帳を所持されている方がタクシーを利用した場合、メーター表示額の 1 割引を受けることができます。タクシー利用時に手帳を提示してください。

7. 民間・公営バス料金の割引

バスに乗車した際、運賃が割引されます。割引等の詳細は、バス会社によって異なりますので、各バス会社にお問い合わせください。

※いわくにバスと防長交通の場合

第 1 種・・・手帳所持者と介護人の片道運賃が 5 割引

第 2 種・・・手帳所持者のみの片道運賃が 5 割引

8. 国内航空運賃割引

国内の定期航空路線の全区間で、満 12 歳以上の場合、本人と介護者 1 名に対し、それぞれ運賃が割引されます。割引等の詳細は各航空会社支店営業所及び指定代理店窓口へお問い合わせください。

9. JR等の割引

【第1種】

JR等に乗車船する場合、距離が101キロ以上るとき、乗車券が50%割引になります。介護者が同行する場合は、キロ数にかかわらず本人・介護者とも乗車券が50%割引になります。

【第2種】

JR等に乗車船する場合、距離が101キロ以上るとき、本人のみ乗車券が50%割引になります。

※第1種・第2種とも特別急行券の割引はありません。

10. 錦川清流線の割引



【第1種】

錦川清流線に乗車する場合、本人及び介護人の運賃について5割引になります。(距離制限はありません。)割引対象となる乗車区間は岩国～錦町です。ただし、本人が1人で利用する場合は、第2種身体障害者と同じ扱いになります。

【第2種】

錦川清流線に乗車する場合、本人の運賃について5割引になります。(距離制限はありません。)割引対象となる乗車区間は川西～錦町です。

[問い合わせ先] 錦川鉄道株式会社 (TEL 72-2002)

11. 高速道路通行料金割引制度

【第1種】

高速道路を通行する際、指定の車(障害者1人につき1台の自動車)であれば、障害者本人が運転していなくても料金が半額になります。事前に障害者支援課又は各総合支所にて手続きを行い、2年に一度更新手続きが必要になります。(期間内に手帳の再認定がある方は、再認定の期日が有期となります)

指定の車とは、障害者本人または障害者と一緒に住んでいる方の名義の車か、常に障害者を介護している方(住所は別でもかまいません)の名義の車で、レンタカー、軽トラック、営業用でない車等に限りです。

〈窓口申請必要書類〉

- ・ ETC をご利用にならない場合
 - ①身体障害者手帳
 - ②自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ・ ETC をご利用になる場合
 - ①身体障害者手帳
 - ②自動車検査証又は軽自動車届出済証
 - ③ETC カード(障害者本人名義のもの。障害児の場合は親権者名義)
 - ④ETC 車載器の管理番号が確認できる物
(ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等)

【第2種】

高速道路を通行する際、指定の車（障害者1人につき1台の自動車）で、なおかつ、障害者本人が運転している場合に限り、料金が半額になります。本人運転が原則のため、障害児の場合は割引制度の対象になりません。事前に障害者支援課又は各総合支所にて手続きを行い、2年に一度更新手続きが必要になります。（期間内に手帳の再認定がある方は、再認定の期日が有期となります）

指定の車とは、障害者本人または障害者と一緒に住んでいる方の名義の車で、レンタカー、軽トラック、営業用でない車等に限りません。

〈窓口申請必要書類〉

- ・ ETC をご利用にならない場合
 - ①身体障害者手帳
 - ②自動車検査証又は軽自動車届出済証
 - ③障害者本人の運転免許証 ※1
- ・ ETC をご利用になる場合
 - ①身体障害者手帳
 - ②自動車検査証又は軽自動車届出済証
 - ③障害者本人の運転免許証 ※1
 - ④ETC カード（障害者本人名義のもの）
 - ⑤ETC 車載器の管理番号が確認できるもの
(ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等)

※1) マイナ免許証をご利用されている方はマイナンバーカードをご提示ください。

〔問い合わせ先〕 NEXCO西日本お客様センター（TEL 0120-924-863）

[令和5年3月27日からの変更点]

車を所有されていない又は事前登録された車がやむを得ず使用できない場合を考慮し、1人1台の要件緩和がされることになりました。この改正により、事前登録をしていない車でも料金が半額になります。

詳しくは、西日本高速道路株式会社のホームページをご確認ください。

〈NEXCO西日本 障がい者割引〉



〈NEXCO 改正の概要〉



〈NEXCO オンライン申請〉



その他の割引・減免制度



1 2. NHKテレビ放送受信料の減免

身体障害者手帳を所持し、下記の対象となる場合、受信料が半額もしくは全額免除になります。受信料の減免を受けるには申請が必要です。

《 全額免除 》

- 身体障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯で、世帯全員の市民税が非課税の場合

《 半額免除 》

- 視覚障害もしくは聴覚障害者で身体障害者手帳の交付を受け、住民基本台帳での世帯主であり、なおかつNHKの受信契約者である場合
- 身体障害者手帳（1級～2級）の交付を受け、住民基本台帳での世帯主であり、なおかつNHKの受信契約者である場合

〔申請に関する問い合わせ先〕

岩国市障害者支援課障害者福祉班（TEL 29-2522 FAX 22-2814）

※山口県外で減免を受けられていた方は、新たに申請が必要となります。

〔減免制度内容・契約内容変更についての問い合わせ先〕

NHK視聴者コールセンター（TEL 0570-077-077）

NHK山口放送局（TEL 083-921-3711）

1 3. 携帯電話料金の割引

身体障害者手帳を所持している方が携帯電話の加入契約を行っている場合、基本使用料が割引されます。サービスを受けるには申請が必要です。

〔相談及び申請窓口は加入携帯電話各社〕

1 4. 施設使用料の割引

公立施設や民間施設（美術館、博物館、体育館、スポーツ文化センターなど）の使用料の減免が受けられるところがあります。各施設で確認してください。

医療費の助成



1 5. 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障害者の健康保持、医療費の経済負担の軽減を図ることにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。制度を受けるには申請が必要です。

〔対 象〕 下記の年金や手当を受給している者か、手帳を取得している者

- | | | | |
|-----------|---------|---------------|-----|
| ○ 障害年金 | 1 級 | ○ 特別児童扶養手当 | 1 級 |
| ○ 身体障害者手帳 | 1 級～3 級 | ○ 精神障害者保健福祉手帳 | 1 級 |
| ○ 療育手帳 | A | | |

ただし、本人の所得が一定を超える場合や他制度により医療費の助成を受けることができる場合は、対象になりません。

各種の手当制度

16. 特別障害者手当の支給



障害の状態が重く（原則として重度障害が重複している人）、日常生活において常時、特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅障害者に対して、月額29,590円支給します。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。

17. 障害児福祉手当の支給



重度の障害を有する20歳未満の在宅の障害児に対して、月額16,100円支給します。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。

18. 特別児童扶養手当の支給



障害を有する20歳未満の在宅の障害児を監護する父もしくは母、又は父母に代って障害児を養育（障害児と同居し、これを監護し、その生計を維持することをいう。）している方に月額56,800円（重度障害）、月額37,830円（中等度障害）支給されます。但し、所得が一定を超える場合は支給が制限されます。支給を受けるには申請が必要です。

19. 心身障害児福祉手当の支給

重度の障害を有する20歳未満の障害児の保護者に、月額2,000円を支給することにより、これらの障害児福祉の増進を図ることを目的としています。

〔支給要件〕

身体障害児	手帳1級、2級、3級を所持する児童の保護者
知的障害児	知能障害が中等度以上（知能指数（IQ）50以下）の児童の保護者
併 症 児	身体障害者手帳4級所持で知能障害が軽度（知能指数（IQ）51以上75以下）である児童の保護者

年金制度・共済制度

20. 障害年金の支給

年金に加入している間に病気やけがの初診があるとき（過去に被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の人が日本国内に住んでいる間に初診があるときを含む）障害の程度が一定基準の状態にあり、一定の保険料給付要件を満たしている場合に支給されます。

20歳前（国民年金に加入する前）に病気やけがの初診がある場合も、障害基礎年金が支給されます。障害年金の支給を受けるには申請が必要です。

〔相談及び申請窓口は保険年金課国民年金班（TEL29-5086 FAX22-2814）〕

〔初診が厚生年金加入中の場合は、岩国年金事務所（TEL24-2222 FAX29-2242）〕

2 1. 山口県心身障害者扶養共済制度

自分の力だけでは生活していけない心身障害者の保護者に万一のことがあった場合、残された障害者に年金を支給して生活の安定を図るとともに、保護者の不安が少しでも軽くなるようにと発足した共済制度です。制度を受けるには申請が必要です。

〔年 金 額〕 240,000円（月額1口につき20,000円）

〔加入資格〕 下記の1から3までの障害者を扶養している保護者のうち、年齢や健康状態等、一定の加入要件を満たしている方

1. 知的障害者
2. 身体障害者手帳 1級、2級、3級所持者
3. 精神又は身体に永続的な障害のある1又は2と同等以上の障害者

〔掛 金〕 加入時の年齢によって9,300円から23,300円までの7階層に区分されています。

なお、生活保護世帯や市民税非課税世帯は掛金の減免制度があります。

〔加 入 数〕 1人2口までの加入が可能です。

〔弔 慰 金〕 加入者より障害者が先に死亡した場合に支給されます。

〈リーフレット〉



〈案内の手引き〉



税金の控除・減免

2 2. 自動車税種別割・軽自動車税種別割・自動車税環境性能割（県税）・軽自動車税環境性能割（市税）の減免

○対象者 身体障害者手帳を所持している方（障害程度に制限あり）

【対象となる自動車】

- ・身体障害者・重度障害者本人又は生計を一にするものが、所有・運転し、専ら当該障害者のために使用される自動車
- ・障害者のみの世帯の障害者を常時介護するものが運転し、当該障害者本人又は生計を一にする者が所有する自動車

障 害 区 分		障害者本人が 運転する場合	生計を一にする方又は常 時介護する方が運転する 場合
視覚障害		1 級～4 級	1 級～4 級
聴覚障害		2 級と 3 級	2 級と 3 級
平衡機能障害		3 級	3 級
上肢機能障害		1 級～2 級	1 級～2 級
下肢機能障害		1 級～6 級	1 級～3 級
体幹機能障害		1 級～5 級	1 級～3 級
心臓機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級
じん臓機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級
呼吸器機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級
ぼうこう・直腸機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級
音声・言語機能障害（喉頭摘出者のみ）		3 級	なし
小腸機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級
乳幼児期以前の非進行 性脳病変による運動機 能障害	上肢機能	1 級～2 級（両上肢の み）	1 級～2 級（両上肢のみ）
	下肢機能	1 級～6 級	1 級～3 級（両下肢のみ）
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障 害		1 級～3 級	1 級～3 級
肝臓機能障害		1 級～3 級	1 級～3 級

※減免を受けるには申請が必要です。

※自動車税環境性能割（県税）・軽自動車税環境性能割（市税）の減免については、車の購入時に販売店等でご確認ください。

※減免の対象となる期間等については、下記の各窓口にお問合せください。

〔自動車税種別割の減免についての相談窓口は岩国県税事務所（TEL 2 9 - 1 5 0 2）〕

〔軽自動車税種別割の減免についての相談窓口は市課税課税制班（TEL 2 9 - 5 0 5 3）〕

23. 所得税及び住民税の控除

身体障害者手帳を所持している方、あるいは控除対象配偶者や扶養親族が身体障害者手帳を所持している場合、申告等により税金の控除の適用があります。

○身体障害者手帳1, 2級所持者（特別障害者控除）

○身体障害者手帳3級～6級所持者（障害者控除）

身体障害者手帳の交付年月日により特別障害者及び障害者控除の適用される年分が異なりますので、手続きなどについては下記の相談窓口へお問い合わせください。

〔所得税控除についての相談窓口は岩国税務署（TEL 22-0111）〕

〔住民税控除についての相談窓口は課税課市民税班（TEL 29-5054 FAX 24-4206）〕

その他

24. 身体障害者相談員

福祉事務所など各相談窓口が直接利用できない場合、地域に気軽に相談できるよう身体障害者相談員が市から委託を受けて相談業務にあたっておりますのでご利用下さい。

25. 車いすの貸出し

下肢障害等で一時的に車いすを必要とする場合、1カ月を限度として車いすを無料で貸出しをしています。制度を受けるには申請が必要です。

26. あいあいサークル

在宅の心身障害児とその保護者を対象に、日常生活訓練、機能訓練その他の療育訓練をおこなっています。

○実施場所 サンシャイン岩国（実施日 毎週木曜日）

【問い合わせ先】 児童発達支援センター サンキッズ岩国（TEL: 28-5000）

27. ことば・きこえの教室

話しことば等が気になる小学校入学前の幼児に対し、一人ひとりの持つ能力を可能な限り伸ばして集団・社会生活の適応を図るため、麻里布小学校において専門の指導員を配置し実施しています。

玖珂小学校と由宇小学校に分室があります。

〔相談窓口は麻里布小学校（TEL 21-7222 FAX 22-3242）〕

28. 駐車禁止規制の適用除外

身体障害者の方が利用される自動車に対して『駐車禁止除外指定車標章』の交付を受けられた場合、駐車禁止区域内でも交通の妨げにならない限り、駐車できる制度です。

駐車禁止除外制度の対象となる身体障害の程度は、身体障害者手帳のうち、下肢機能・視覚障害の4級以上、体幹・平衡機能・内部障害の3級以上のいずれかの方で、公安委員会の許可が必要です。

なお、申請方法として本人申請と代理申請がありますが、必要な書類等が異なりますので下記窓口でご確認ください。

〔相談及び申請窓口は岩国警察署（TEL 24-0110）〕

29. やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度



公共施設や店舗などに設置されている身障者用駐車場を適正にご利用いただくため、障害のある方や高齢の方などで歩行や乗降が困難な方に、山口県が、県内共通の利用証を交付して、必要な駐車スペースを確保できるようにする制度です。

利用証を提示することで、県に登録された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができます。利用証の交付を受けるには、申請が必要です。

●身体障害者

身体障害者手帳の障害名欄の等級が次の表に該当する方

視覚障害		1～4級
聴覚又は平衡機能の障害	聴覚障害	2, 3級
	平衡機能障害	3, 5級
肢体不自由	上肢	1～4級
	下肢	1～6級
	体幹	1～3級、5級
乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1, 2級
	移動機能	1～6級
心臓機能障害		1, 3, 4級
じん臓機能障害		1, 3, 4級
呼吸器機能障害		1, 3, 4級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1, 3, 4級
小腸機能障害		1, 3, 4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1～4級
肝臓機能障害		1～4級

※その他、難病患者、ケガ人、妊産婦、診断書等により駐車場の利用に配慮が必要と認められる方に利用証を交付できる場合があります。



30. 緊急通報システム「Net 119」

緊急通報システム「Net 119」は、聴覚、音声・言語機能に障害があり、音声による119番通報が困難な方が、スマートフォン等のインターネットを使用し、音声によらない簡単な119番通報ができるシステムです。

このサービスを利用するには、事前の登録が必要です。対象者は、岩国地区消防組合管内（岩国市・和木町）に在住する方です。

〔相談窓口、登録方法は、岩国地区消防組合通信指令課（TEL 31－0119 FAX 32－1119 E-mail tuusin@iwakuni-fd.or.jp）〕

3 1. ヘルプマーク・ヘルプカード



岩国市障害者支援課、各総合支所・支所にて配布しています。

・ヘルプマーク

かばん等に装着したり、身につけることで、外出先で周囲に援助や配慮を必要としていること知らせることができます。

・ヘルプカード

氏名や連絡先、必要な配慮等を書き込むことができるようにしてあり、まわりの人に配慮等を求めたい場面で提示し、必要な配慮や援助の内容を相手に知らせることができます。

3 2. あんしん情報カプセル



カプセルの中に緊急連絡先などの情報を記入した用紙を入れて、自宅にある冷蔵庫で保管しておくことで、迅速な救急活動に役立ちます。

※ 災害時や急病になった時、本人に代わって必要な情報を伝えてくれるものです。

すでにあんしん情報カプセルをお持ちの方で、内容に変更があった場合は、その都度情報を更新してください。

〔対 象〕 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を取得している方
難病をお持ちの方

〔申請窓口は障害者支援課・高齢者支援課・各総合支所・支所・出張所〕

3 3. 災害時用ストーマ装具保管事業



災害が発生又は発生のおそれがある場合に備え、避難所に必要とされるストーマ装具を市があらかじめ預かり、保管し、災害時に返却します。保管を希望する場合は「災害時用ストーマ装具保管依頼書」と密閉できる透明な袋に入れたストーマ装具を市に提出していただきます。

〔対象者〕 岩国市に住所があり、身体障害者手帳を所持するストーマ装具使用者

※災害時に備えて※

災害の発生は予期できないものです。普段から災害時に備えて、ストーマ装具等の準備をしておきましょう。

3 4. その他の制度

○相続税の控除

〔相談窓口は岩国税務署（TEL 2 2－0 1 1 1）〕

○生活福祉資金の貸付

〔相談窓口は岩国市社会福祉協議会（TEL 2 2－5 8 7 7 FAX 2 2－2 8 1 5）〕

○障害者等のマル優制度（非課税貯蓄）

〔相談窓口は金融機関・証券会社〕